

部活動に関わる費用・補助費・日本スポーツ振興センター保険等について

各務原市立那加中学校

1 部 費

各部で必要に応じ、金額を決めて徴収する。但し、徴収金額の上限は年間
7,000円とする。

2 補助費

P T A一般会計より、各部に補助される。
(1,000円×部員数(4月調査時点))

3 遠征補助費

東海大会・全国大会等に参加する場合は、部活動基金から補助される。

4 保険について

○日本スポーツ振興センター…学校管理下の傷害について適用される。

ここでいう学校管理下とは以下の通りである。

- ① 授業中(特別活動中を含む)
- ② 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ③ 学校の教育計画に基づく課外活動中
- ④ 通常の経路及び方法による登下校中
- ⑤ その他、中体連主催の大会や協会主催(顧問がつく)の大会(校長が認め計画表に明記された大会)にも適用される。

5 その他

損害賠償について

公共物等の破損に対して、個人ではなく部活動で保険に加入することで対応することも検討する。